無担保住宅ローン（プライム）

（一社）しんきん保証基金保証

（２０２６年４月１日現在）

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>〇無担保住宅ローン（プライム）</td></tr>
<tr><td>２．ご利用いただける方</td><td>〇次のすべてを満たし、（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方
① 満２０歳以上の方
② 安定継続した収入のある方
③ 当金庫の会員または会員となる資格（下記ⅰもしくはⅱに該当する方）を有する方
ⅰ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方
ⅱ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
④ 次のいずれかを満たす方
a. 本件ローンのお申込みを当金庫 WEB サイトからされた方
b. お申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローン(下記ⅰ～ⅳのいずれか)について一定の利用実績がある方
ⅰ すべての(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン(一般個人ローン等含む)
ⅱ (一社)しんきん保証基金保証付住宅ローン
ⅲ (一社)しんきん保証基金保証付カードローン当金庫のしんきん保証基金以外の保証会社付自動車関連ローン
ⅳ (一社)しんきん保証基金保証付カードローン、(セットプラン)
※教育カード当座貸越は含みません。
c. 本件ローンにより、エコ関連設備の設置等を伴うお申込みをされる方
【対象となるエコ関連設備の設置等】
<table><tr><td>右記のエコ関連設備の購入・設置・修繕</td><td>・潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ）
・潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール）
・CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート）
・ガスと電気のハイブリット型の高効率給湯器（通称エコワン）
・燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム）
・節水型トイレ、節湯水栓　・高断熱浴槽　・太陽光発電システム
・家庭用太陽熱利用設備　・地中熱利用システム　・家庭用蓄電池
・電気自動車用充放電設備</td></tr><tr><td>右記の断熱改修工事</td><td>・開口部（窓、ドア等）の工事　・外壁、屋根、天井、床に対する断熱材の工事</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３．お使いみち</td><td>〇お申込人が居住(居住予定を含む)しお申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)しお申込人が所有する自宅に関する次のいずれかに該当する資金とします。
① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金（増改築・修繕）資金及びそれに伴う諸費用
※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も可
※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、①と合わせたお申込みで１００万円まで）
※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします。
※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外とします。
※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計管理料、土地造成費用、解体工事費用等をいいます。
② ①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）
③ ①を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前３ヵ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）
※お申込人が居住しない場合（その家族が居住）であっても、お申込人が所有（共有を含む）している自宅であれば取扱可
※ご融資金は、原則として工事契約先等へお振込みによりお支払いいただきます（振込手数料は別途ご負担いただきます）。</td></tr>
<tr><td>４．ご融資形態</td><td>〇証書貸付</td></tr>
</table>

５．ご融資金額	○２，０００万円以内（１万円単位）
６．ご融資期間	○＜変動金利型＞３年超２０年以内（１ヵ月単位） ○＜固定金利型＞３ヵ月以上２０年以内（１ヵ月単位）
７．ご融資利率	○＜変動金利型＞、＜固定金利型＞よりお選びいただけます。 ※なお当初お選びいただいた金利型を変更することはできません。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率の変動について ＜変動金利型＞ 当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。第１回目のご融資利率の見直しは、お借入日から起算し３年目の応答日の属する月の１日を基準日とし、基準日現在の基準金利とお借入日時点の基準金利との差をもって行います。第２回目以降のご融資利率の見直しは、前回の基準日から起算し３年目の応答日の属する月の１日を現在の基準日として、基準日現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって行い、３年ごとに見直しを行います。なお、見直し後のご融資利率は基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用いたします。 ＜固定金利型＞ お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。
８．金利軽減（引下げ金利適用）項目	○パートナー協定締結事業所に勤務する役員・従業員の方に対して、一定の条件により店頭表示の基準金利より０．３５％金利の引下げをいたします。
９．ご返済方法	○毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。 ○お借入金額の５０％以内につき６ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。 ○元金返済据置期間は６ヵ月以内とします。 ※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。
１０．保証人・担保	○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
１１．保証料	○ご融資利率に含まれていますので別途必要ありません。
１２.団体信用生命保険	○ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 なお、団体信用生命保険は「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」からお選びいただけます。 ○１，０００万円を超えるお借入れの場合、上記いずれかの団体信用生命保険の付保を条件とさせていただきます。 ○詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせください。
１３.苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル０１２０−３０１−８６５）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
１４.その他	○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。